

県南広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年4月20日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 路線名 衣川水沢線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 奥州市胆沢小山字笹森1番地先から字下昼沢34番2地先まで
 - (2) 奥州市胆沢小山字下昼沢57番1地先から字笹森1番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月21日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成30年4月20日から同年5月21日まで